

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明

## 公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 入札に付する事項  | 「電力需給(高射施設)」   |
| 2 要求基地      | 航空自衛隊千歳基地  |
| 3 入札方式      | 一般競争入札   |
| 4 入札日時      | 令和8年3月17日(火) 10時30分<br>※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。<br>(郵送後、会計隊へ連絡すること。)<br>※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。   |
| 5 入札場所      | 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室   |
| 6 契約方法      | 単価契約(総額決定)   |
| 7 契約条項を示す場所 | 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室  |
| 8 参加条件      | (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。<br>(2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。<br>(3) 指名停止中業者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該指名停止中業者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務の請負について防衛省と契約を行おうとするものでないこと。<br>(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。<br>(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDに格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者<br>(6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。<br>(7) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別途配布する「航空自衛隊第2航空団にて行う電気の調達に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について」の入札適合条件を満たすこと。 |
| 9 保証金       | (1) 入札保証金: 予決令第77条第1項第2号により免除<br>(2) 契約保証金: 予決令第100条の3第3号により免除<br>(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(落札価格の100分の5)を徴収する。)  |
| 10 入札の無効    | 第8項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  |
| 11 契約書等の作成  | 有  |
| 12 適用する契約条項 | 航空自衛隊標準契約条項 電力需給契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)   |
| 13 履行期間     | 令和8年4月1日(水) ~ 令和9年3月31日(水)   |
| 14 供給場所     | 航空自衛隊千歳基地(北海道千歳市平和無番地)   |
| 15 説明会      | 無<br>(※詳細について確認事項がある場合、照会先まで問い合わせられたい。)  |
| 16 落札決定方式   | 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。   |
| 17 その他      | (1) 入札価格の算定にあたっては、力率割引、太陽光発電促進付加金、燃料調整費、蓄熱調整割引及び電気事業による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。<br>(2) 価格の算定については以下に留意し行うものとする。<br>ア 基本料金単価及び電力量料金単価は、小数点以下第2位までとする。<br>イ 入札書記入額は、小数点以下を切り捨てるものとする。<br>(3) 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載するものとする。<br>(4) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。<br>(5) 入札参加者は、令和8年3月13日(金)1700までに、競争参加資格(写)及び上記別途配布する書類(記載されている書類を含む)を提出するものとする。<br>(6) 本入札は、持参又は郵便入札を可とする。   |
| 18 照会先      | 〒066-0044<br>北海道千歳市平和無番地<br>航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班<br>TEL: 0123-23-3101(内2753)<br>FAX: 0123-23-3382(直通)<br>担当: 橋浦   |

# 仕 様 書

- 1 件 名 電力需給（高射施設）
- 2 履行期限 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 履行場所 航空自衛隊千歳基地
- 4 役務概要 本役務は、電力の需給を実施するものとする。
- 5 一般共通事項 千歳基地役務一般事項仕様書による。
- 6 特記事項
  - (1) 概 要
    - ア 電力供給場所  
航空自衛隊千歳基地（高射施設）
    - イ 業種及び用途  
国家事務 航空自衛隊（高圧電力）
  - (2) 仕 様
    - ア 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、力率
      - (ア) 供給電気方式 交流3相3線式
      - (イ) 供給電圧（標準電圧） 6,000V
      - (ウ) 計量電圧（標準電圧） 6,000V
      - (エ) 標準周波数 50Hz
      - (オ) 供給方式 1回線供給（予備線なし）
      - (カ) 力 率 100%
    - イ 契約電力、予定使用電力量
      - (ア) 契約電力 460 kW（別表第1のとおりとする。）  
※負荷の増減が予期された場合は、協議により変更値を決定する。
      - (イ) 予定使用電力量 2,014,700 kWh  
（月別予定使用量は別表第2のとおりとする。）
        - a 昼間（毎日午前8時から午後10時までの時間、ただし日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除く。）
        - b 夜間（昼間以外の時間）
    - ウ 供給電気の種類等
      - (ア) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。  
参考：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件  
(<https://www.there100.org/technical-guidance>)
      - (イ) 電力供給会社は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について

て確認できる資料を上半期・下半期分をとりまとめ、上半期・下半期終了後の翌月末までに官側に別紙に示す様式により書面で提出することとする。

エ 履行期間

自 令和8年 4月 1日00時00分

至 令和9年 3月31日24時00分

オ 電力量の検針方法

(ア) 自動検針装置

北海道管内の一般送配電事業者設置品が電力供給場所の構内に設置されている。

(イ) 電力会社の検針方法

遠隔自動検針

(ウ) 電力量計

北海道管内の一般送配電事業者の自動検針装置(電話加入権等通信設備を含む。)を介し、遠隔自動検針方式とする。また財産については、北海道管内の一般送配電事業者の財産とする。

カ 供給地点

電力会社の引込む、航空自衛隊の1号柱の区分開閉器電源側接続点

キ 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。

ク 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

ケ その他

(ア) 電力供給場所の構内において、フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(イ) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、契約相手方の定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

令和 年 月 日

## 特定電源割当証明書

契約担当官

航空自衛隊第2航空団

会計隊長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

令和8年度〇半期に以下のとおり航空自衛隊千歳基地に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、航空自衛隊千歳基地に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

## 1 供給場所

- (1) 施設名 第2航空団  
(2) 住所 北海道千歳市平和無番地  
(3) 契約電力等 契約書のとおり。

## 2 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり。）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

## 【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月分）

## 1 再生可能エネルギー電源の割当内訳

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源の種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

## 2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源の種類	割当電力量 (kWh)	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)

## 予定最大電力（高射施設）

年月	項目	予定最大電力 (kW)
	令和8年 4月	307
	令和8年 5月	320
	令和8年 6月	364
	令和8年 7月	404
	令和8年 8月	388
	令和8年 9月	322
	令和8年10月	272
	令和8年11月	344
	令和8年12月	372
	令和9年 1月	350
	令和9年 2月	460
	令和9年 3月	365

月別予定使用電力量（高射施設）  
（令和8年4月から令和9年3月まで）

年月 \ 項目	合計使用電力 (kWh)	昼間 (kWh)	夜間 (kWh)
令和8年 4月	152,700	67,200	85,500
令和8年 5月	140,200	60,300	79,900
令和8年 6月	154,600	54,100	100,500
令和8年 7月	186,600	59,700	126,900
令和8年 8月	178,400	51,800	126,600
令和8年 9月	127,500	51,000	76,500
令和8年10月	121,100	54,500	66,600
令和8年11月	151,100	78,600	72,500
令和8年12月	193,500	96,600	96,900
令和9年 1月	212,300	93,100	119,200
令和9年 2月	197,200	90,600	106,600
令和9年 3月	199,500	98,700	100,800
合計	2,014,700	856,200	1,158,500

# 入札書

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

貴通知・公告に対し、入札（見積）及び契約心得・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します

金額 ¥

件名	電力需給（高射施設）	供給場所	航空自衛隊千歳基地 （高射施設）		
履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日				
項目	種別	予定数量	単価	金額	備考
基本料金	契約電力 1 kW/月	5,520 kW	(円/kW)		
電力量料金	使用電力量 1 kWh	昼間	856,200 kWh	(円/kWh)	
		夜間	1,158,500 kWh	(円/kWh)	
			合計		円未満切り捨て (税込み)
	以下余白				
備考	再生可能エネルギー電力100%				

# 委任状

令和8年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明 殿

下記の番号に○の付記のある  
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名 電力需給(高射施設)

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)  
(会社名)  
(代表者名)

受任者 (住所)  
(会社名)  
(代理人)

# 市場価格調査書

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名

金額 ¥

件 名	電力需給 (高射施設)	供給場所	航空自衛隊千歳基地 (高射施設)		
履 行 期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日				
項 目	種 別	予定数量	単 価	金 額	備 考
基本料金	契約電力 1 kW/月	5,520 kW	(円/kW)		
電力量料金	使用電力量 1 kWh	平日	856,200 kWh	(円/kWh)	
		休日	1,158,500 kWh	(円/kWh)	
			合 計		円未満切り捨て (税込み)
以下余白					
備考	再生可能エネルギー電力100%				

令和 年 月 日

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

航空自衛隊第2航空団にて行う電気の調達に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。  
なお、書類提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し。
- ② 別紙第1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること。）

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :



特定電源割当計画書様式例

令和 年 月 日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

契約担当官  
航空自衛隊第2航空団  
会計隊長 西谷内 博明 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

印

令和8年度に以下のとおり航空自衛隊〇〇基地に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、航空自衛隊〇〇基地に移転する計画である。

1 供給場所  
(1) 施設名 航空自衛隊〇〇基地  
(2) 住所 北海道〇〇市  
(3) 契約予定電力 〇〇〇kW

2 履行期間  
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり。）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
		合計 (kWh)	

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負担の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組域における再エネの創出・利用の取組エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00 %以上	20
	8.00 %以上 15.00 %未満	15
	3.00 %以上 8.00 %未満	10
	0 %超 3.00 %未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求められることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。